

岡崎商友会会則

- 1 本会は愛知県立岡崎商業高等学校同窓会にして岡崎商友会と称する。
- 2 本会の主なる事務所を愛知県立岡崎商業高等学校内に置き必要に応じて支部を設けることができる。
- 3 本会は母校の発展に寄与し、会員相互の親睦を図り母校の名誉と会員の幸福を増進することを目的とする。
- 4 本会は次の会員をもって組織する。
 - (1) 普通会員 愛知県立岡崎商業高等学校卒業者
旧岡崎市立商業学校卒業者
旧岡崎市立高等学校商業科卒業者の内入会希望者
愛知県立岡崎北高等学校商業科卒業者の内入会希望者
 - (2) 特別会員 現愛知県立岡崎商業高等学校教職員
愛知県立岡崎商業高等学校旧教職員
旧岡崎市立商業学校教職員
 - (3) 名誉会員 本会の役員で推薦した学識経験者
但し、中途退学者のうち、役員会で入会を承認したる場合には普通会員として入会できる。
- 5 本会は次の役員をおく。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 若干名 (内1名は校長)
 - (3) 監 査 2名
 - (4) 常任理事 各卒業年次の学年代表
- 6 本会は相談役をおくことができる。
役員のおすすめによって、若干名の相談役をおくことができる。
相談役は、会長の依頼により、必要に応じて会の運営に参画することができる。
- 7 会長は会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
監査は会計を監査する。常任理事は常に会の運営に参画する。
- 8 役員は総会で選挙する。
- 9 役員任期は1ヵ年とし、再選を妨げない。
- 10 総会は毎年5月第3日曜日に定時総会を開き、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
(会場確保の都合により、開催日が変更になることがあります)
- 11 総会の議決は出席者の過半数で決める。
- 12 普通会員は入会するとき5,000円を入会金として納めなければならない。
- 13 会員が支部またはグループを設けるときは会長宛に届け出なければならない。
- 14 本会の会計実務は事務局長が会長より委嘱を受け参画することができる。

2022年5月13日 一部改訂

岡崎商友会慶弔金規定

- 1 部活動等において、東海大会以上の大会に出場する生徒及び顧問(1名)に激励金を授与する。個人出場の場合は出場生徒及び顧問に、団体出場の場合は登録メンバー及び顧問に、1名につき5,000円を授与する。ただし上限は、55,000円とする。
- 2 現役員、歴代会長、歴代校長、及び現職員の逝去に際しては、生花一對及び香典5,000円をもって弔慰を表す。

岡崎商友会メールアドレス shoyu@okazaki-ch.aichi-c.ed.jp